

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-4
提出年月日	令和5年7月3日

第4条 地震による損傷の防止（上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.24）	4条-別添4-全体	「4.波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において、波及的影響を受ける恐れのある上位クラス施設について記載を適切化した。 例.（旧）原子炉建屋等 （新）原子炉建屋及び原子炉補助建屋	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	4条-別添4-全体	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.24）	4条-別添4-全体	第10条と整合させるため、下記の設備名称を修正した。 （旧）運転コンソール （新）主盤	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	4条-別添4-全体	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	4条-別添4-全体	誤記修正。 （旧）破線 （新）波線	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	4条-別添4-全体	誤記修正。 （旧）差異理由 （新）相違理由	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.24）	4条-別添4-7	誤記修正 （旧）上位クラス施設であるの原子炉補機冷却海水設備配管 （新）上位クラス施設である原子炉補機冷却海水設備配管	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	4条-別添4-9	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.24）	4条-別添4-10	別紙2の記載と整合させるためC.耐火隔壁の記載を修正。 （旧）地震動又は地震力に伴う転倒により （新）地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	4条-別添4-12	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.24）	4条-別添4-14	他条文と整合させるため、下記の設備名称を修正。 （旧）原子炉格納容器内水素処理装置温度 （新）原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	4条-別添4-19	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.24）	4条-別添4-14	他条文と整合させるため、下記の設備名称を修正した。 （旧）格納容器水素イグナイタ温度 （新）格納容器水素イグナイタ温度監視装置	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	4条-別添4-19	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.24）	4条-別添4-23	先行PWRプラントの記載を踏まえて、地盤の不等沈下又は転倒を想定する場合における機器・配管系の許容限界について記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別添4-33	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-全体	誤記修正。 (旧) 差異理由 (新) 相違理由	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-全体	記載の適切化のため、以下の記載を修正した。 (旧) C/V (新) R/B また、「原子炉格納容器をCVと表記する」の記載を削除した。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-全体	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-全体	他条文と整合させるため、下記の設備名称を修正した。 (旧) 運転コンソール (新) 主盤	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-全体	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-全体	他条文と整合させるため、下記の設備名称を修正した。 (旧) 原子炉格納容器内水素処理装置温度 (新) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-全体	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-全体	他条文と整合させるため、下記の設備名称を修正した。 (旧) 格納容器水素イグナイタ温度 (新) 格納容器水素イグナイタ温度監視装置	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-全体	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-全体	審査の進捗に伴い、以下の津波防護施設を資料に反映した。 ■ 3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備 ■ ドレンライン逆止弁 (3V-FD-103) ■ ドレンライン逆止弁 (3V-FD-104) ■ ドレンライン逆止弁 (3V-FD-105)	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-全体	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-全体	資料内での整合を取るため、以下の記載に統一した。 (注) 津波防護施設等は5条耐津波設計方針で審査中であり、配置や構造等が変更となる可能性がある。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-全体	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-48	第6. 1-1図について、以下を修正した。 ■泊支線鉄塔の記載を削除 ■0011（取水口）、0033（燃料タンク（SA）室）を破線に変更 ■審査の進捗に伴い、循環水ポンプ建屋横の道路線形、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の形状の修正。 ■設備更新に伴い、総合管理事務所前に機械室上屋-1、2、3を設置することになったため、図面に反映。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 7）	4条-別紙2-29	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-50	誤記修正。 （旧）3号炉取水ピットスクリーン室 （新）取水ピットスクリーン室	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 7）	4条-別紙2-31	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-50	誤記修正。 （旧）堅固な岩盤に持されており （新）堅固な岩盤に支持されており	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 7）	4条-別紙2-31	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-56	誤記修正。 （旧）気-082 （新）機-082	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-68	第6. 2-2表について、「0027：1号及び2号炉取水路流路縮小工」及び「0028：1号及び2号炉放水路逆流防止設備」の記載が抜けていたため追記した。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 7）	4条-別紙2-35	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-103	第6. 3-1図（16/17）において、取水ピットストレナ室の範囲に設置されている上位クラス施設をプロットしているため、「取水ピットスクリーン室 T. P. 10. 3m以下」の記載を追加した。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-131	わかりやすさの観点から、周辺斜面の抽出とその安定性評価について、第6. 4-2表の下部に説明を追記した。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 7）	4条-別紙2-44	同上	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-131	別紙1と整合させるため、3号炉バックフィルコンクリートの波及的影響の評価方針の記載を適正化した。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 7）	4条-別紙2-44	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 24）	4条-別紙2-131	誤記修正。 （旧）空調上屋 （新）固体廃棄物貯蔵庫	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-44	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-添付4-1	誤記修正。 (旧)屋外重要土木構造物(3号炉取水ピットスクリーン室) (新)屋外重要土木構造物(取水ピットスクリーン室)	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-添付4-1	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-添付4-2	第1図について、図中の原子炉補助建屋を示す引出線が原子炉建屋を示していたため、原子炉補助建屋に示すように引きで線の位置を修正した。	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-添付4-2	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-参考1-21	わかりやすさの観点から、周辺斜面の抽出とその安定性評価について、第3-4表の下部に説明を追記した。	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-参考1-11	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-参考1-21	別紙1と整合させるため、3号炉バックフィルコンクリートの波及的影響の評価方針の記載を適正化した。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-参考1-11	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-参考2-3	第2-2表について、まとめ資料と整合するよう修正した。	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-参考3-3	わかりやすさの観点で、取水口(護岸コンクリート)及び貯留堰(底版コンクリート(A)を含む)が上位クラスとして位置付けられる理由を追記した。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.7)	4条-別紙2-参考3-3	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.24)	4条-別紙2-参考3-7	わかりやすさの観点で、底版コンクリート(A)と(B)の境界に、構造目地があることを明記した。 また、底版コンクリート(A)と(B)の寸法を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 7)	4条-別紙2-参考3-5	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 24)	4条-別紙2-参考4-1	わかりやすさの観点で、以下のとおり修正した。 (旧) 防潮堤の離隔 (新) 防潮堤との離隔	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 7)	4条-別紙2-参考4-1	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 7)	4条-別紙2-参考4-4	島根2号炉の第4表について、転記漏れしていたため、追記した。	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 24)	4条-別紙2-参考5-38	1号及び2号放水路逆流防止設備について、審査進捗を踏まえ下記のように記載を適切化した。 (旧) 浸水防止設備 (新) 津波防護施設	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 24)	4条-別紙2-参考5-41	第6.1-7図中の循環水ポンプ建屋について、説明文章との整合を図るため、建屋外郭線を周辺に位置する下位クラス施設としての表記である緑色の線に修正し、想定倒壊範囲を追加した。また、第6.1-7図では波及的影響評価の確認対象としてない3号炉放水ビット流路縮小工及び3号炉放水ビットの表記を上位クラス施設としての赤色の線の表記から黒色線に修正した。	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 24)	4条-別紙2-参考5-42	わかりやすさの観点で、貯留堰(底版コンクリート(A)含む)が上位クラスとして位置付けられる理由を追記した。	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 24)	4条-別紙2-参考5-42	わかりやすさの観点で、以下の修正を行った。 ・L型擁壁(A)が波及的影響を及ぼす範囲を平面図他に追記した。 ・底版コンクリート(A)と(B)の境界に、構造目地があることを明記した。	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 24)	4条-別紙2-参考5-44, 45	Eダクト排気口を周辺に位置する下位クラス施設に見直し、下位クラス施設として抽出されないことの説明を追記し、第6.1-10図に反映した。また、審査進捗に伴い3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備に対する抽出過程を追記し、第6.1-10図に反映した。	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 24)	4条-別紙2-参考6-7	分解ヤードの構造健全性評価手法について、分解ヤードの構造を踏まえ、三次元での耐震評価を実施することを記載した。	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 24)	4条-別紙2-参考6-9	原子炉補機冷却海水ポンプ用天井クレーンの評価方針に、クレーン本体(トロリ含む)、走行レール、クレーンガードが評価対象であることを追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	取りまとめた資料-1	誤記修正。 （旧）差異理由 （新）相違理由	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.7）	取りまとめた資料-1	他資料との整合を図り、「2. 論点」の項目を「3. 女川2号炉及び島根2号炉との比較（主な相違）について」の項目と統合した。	